

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 4 月 12 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 23 年 4 月 12 日（火）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
- 3 要望審査
中学校歴史教科書の採択に関する要望書 7 件（受理番号 57、60、62、63、64、65、66）
教科書採択地区に関する要望書 3 件（受理番号 58、59、61）
- 4 審議案件
教委第 2 号議案 横浜市立学校校長代理等設置規則の一部改正について
教委第 3 号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。

初めに会議録の承認を行います。前々回、平成23年3月22日の会議録署名者は、小濱委員と中里委員です。また、前回、平成23年4月1日の会議録の署名者は、野木委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

おはようございます。一般報告ですが、この間の市会の関係は特にございませんでした。

2 市教委関係

- 3/28 明治学院大学覚書の締結
- 3/31 学校管理職辞令交付式・訓示式
- 4/8 全体校長会議（関内ホール）

市教育委員会の関係ですけれども、まず主な会議といたしまして、3月28日に明治学院大学と覚書を締結しました。内容は、今年度から大学の小学校免許の単位取得の一環として、市立の小学校の一般学級、これは特別な支援を要する子どもへの対応も含めてですが、その一般学級で、明治学院大学の学生が体験学習・体験活動の授業の一環として児童等への学習支援を行うということで、およそ90名の学生が本市に活動をしてくるということを認める覚書の締結でございます。恐らく来月、5月から実施することになると思います。

それから、3月31日ですが、4月1日付の学校管理職の辞令交付あるいは訓示式を行ったところでございます。

それから今月入って4月8日ですが、今年度最初の全体校長会議を関内ホールで開催をいたしました。

3 その他

その他ですが、今年度から開校する学校が幾つかございまして、その開校式が行われました。まず4月1日ですが、旭区にある四季の森小学校、従前のひかりが丘小学校と大池小学校の統合によって生まれた小学校でございますが、開校式を行いました。

翌4月2日、保土ヶ谷区にございます向陽学園の中に、名称が桜坂分校と非常

にいい名前ですけれども、それぞれ新井小学校桜坂分校、新井中学校桜坂分校ということで設置し、開校式を行いました。

それから、翌4月3日に、新設校でございますが、青葉区にあかね台中学校を開校したところでございます。以上、合計4校の新設校がございました。

その他の報告はありません。

今田委員長 教育長の報告が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員 4月1日に四季の森小学校の開校式に参加しました。ひかりが丘団地が学区にありまして、そこには福島から5名新しく転入してきたようでした。

山田教育長 今、本市全体の小学校・中学校で2～3日前の集計ですと、192名の子どもがいわゆる被災地のほうから見えて、市の市立の小・中学校へ入学を、編入をしているところでございます。

今田委員長 それでは、私は4月2日に新井小学校桜坂分校、新井中学校桜坂分校の開校式に行ってきました。向陽学園のなかで教育の部分を行うということです。4月8日の全体校長会でも教育長に言っていたように、本当に代表の生徒のあいさつがすばらしかったですね。本当に何か熱い思いを保護者の方も感じられたでしょうけれども、すばらしいあいさつでした。桜はまだ少し早かったなという感じではありました。

それでは次に、ご質問等がなければ、議事日程に従い要望書審査に移ります。受理番号57から受理番号66の要望書について審議を行います。所管課から一括して説明をお願いします。

漆間指導部長 おはようございます。指導部長の漆間でございます。受理番号57番、63番、65番の要望書をご覧ください。

受理番号57番、63番、65番の要望書につきましては、ご要望の趣旨が同じですので、要望項目についての考え方をまとめて指導主事室長よりご説明をさせていただきます。

齊藤指導主事室長 おはようございます。指導主事室長の齊藤でございます。

受理番号57、63、65の要望書について、要望者は緑区・磯子区・港北区の個人各1名の方です。

要望項目に対する考え方です。平成22年度に市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成21年8月4日の教育委員会定例会で適正・公正に採択を行いました。

以上でございます。

漆間指導部長 次に受理番号58番、59番、61番の要望書をご覧ください。

受理番号58番、59番、61番の要望書につきましては、ご要望の趣旨が同じですので、要望項目についての考え方をまとめて指導主事室長より再びご説明させていただきます。

齊藤指導主事 受理番号58番、59番、61番の要望書について、要望者は磯子区の個人2名と

室長	<p>南区の個人1名の方です。</p> <p>要望項目に対する考え方です。平成22年度に市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成21年8月4日の教育委員会定例会で適正・公正に採択を行いました。</p> <p>なお、採択地区の変更については、平成21年6月23日開催の横浜市教育委員会臨時会で審議の上、神奈川県教育委員会に要望を提出し、平成21年10月15日開催の神奈川県教育委員会定例会にて、平成22年度から横浜市教科書採択地区が1地区になることが決定されました。</p> <p>以上でございます。</p>
漆間指導部長	<p>次に、受理番号60番、62番、64番の要望書をご覧ください。</p> <p>受理番号60番、62番、64番の要望書につきましては、ご要望の趣旨が同じですので、要望項目についての考え方をまとめて指導主事室長よりご説明させていただきます。</p>
齊藤指導主事室長	<p>受理番号60番、62番、64番の要望書について、要望者は磯子区・西区・港北区の個人各1名の方です。</p> <p>要望項目に対する考え方です。平成22年度に市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成21年8月4日の教育委員会定例会で適正・公正に採択を行いました。</p> <p>無記名投票による採決についてですが、横浜市教育委員会会議規則第27条に「採決の方法は挙手、記名投票、無記名投票の3種とし、委員会において適宜これを採用する」と定められており、これに基づき適正に実施したものです。</p>
今田委員長	<p>静粛に願います。</p>
齊藤指導主事室長	<p>なお、無記名投票は、採択事務の円滑な遂行を進める上で必要であると考えました。今後の採決の方法についても、教育委員の合議により適切に取り扱ってまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
漆間指導部長	<p>次に、受理番号66の要望書をご覧ください。</p> <p>要望項目についての考え方を指導主事室長よりご説明させていただきます。</p>
齊藤指導主事室長	<p>受理番号66番の要望書について、要望者は港南区の個人1名の方です。</p> <p>要望項目に対する考え方です。平成22年度に市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成21年8月4日の教育委員会定例会で適正・公正に採択を行いました。</p> <p>無記名投票による採決については、横浜市教育委員会会議規則に基づき、適正に実施しました。</p> <p>また、採択地区の変更については平成21年6月23日開催の「横浜市教育委員</p>

会臨時会」で審議の上、神奈川県教育委員会に要望を提出し、平成21年10月15日開催の「神奈川県教育委員会定例会」にて、平成22年度から横浜市教科書採択地区が1地区になることが決定されました。

以上でございます。

今田委員長 所管課から一括して説明が終了しましたが、何かご質問等はございますか。

中里委員 この受理の日付を見ますと、3月14日、15日あたりが多いように感じますけれども、3月14日といいますと、大きな地震があったのが3月11日金曜日で、土日をあけて3月14日は月曜日でした。各学校とのやりとりが事務局で行われていた日ではないかと心配しています。この要望書はファクスで送られているのでしょうか。

齊藤指導主事 室長 はい。ファクスで届くものもございます。今回お受けしているものの大半はファクスで受け取ったものです。

中里委員 そうしますと、事務局と学校とのやりとりで支障を来す場面は生じなかったのでしょうか。

野木委員 私は教育委員になりまして3年ほど経っていますが、この請願や要望書というものについて、ずっと気になっていたことがあります。今回こうやってたくさん、ほとんど同じようなものが来ているので、ちょっと言わせていただきたいと思います。

今まで請願書・要望書、随分ありました。その中には本当に素晴らしい内容、きちっと理論的に組み込まれて、ああ、なるほどと思ったものもたくさんありますし、随分、勉強もさせていただきました。ただ、この最近のものを見ますと、ほとんど同じような内容ですね。もう決まっていることで、もう既に回答も毎回同じことを示しています。

私は企業の人間として、これは無駄ではないかと、同じことを同じようにまた回答しているとわかりました。この要望書も全部コピーしています。この紙も、はっきり言って私もったいない気がします。

そしてその行政に携わっている、まあ企業とは違うと思いますけど、企業のようにならぬ余り合理的にできないかもしれませんが、税金でやっていることでもございますので。企業だったら多分Q&Aみたいな、そういうホームページがあって、それに類するものは何か疑問があったらここを見てくださいと、それに類するものはそこで処理してしまいます。

これ見ますと何かフォーマットがみんな一緒ですね。やはり何というか、もう既にもう決まっていて、もう毎回同じような回答をしているのはどうなのかなと、ずっと疑問を持っていました。もちろん行政ですからその辺はきちんとしないといけないと思いますが、例えばそのほかの委員会や議会の取扱はどのようになっているのでしょうか。その辺を少し聞かせていただければと思います。

内田総務部長 総務部長の内田です。先ほどのファクスかとかですね、企業の場合はFAQというのでしょうか。よくある質問というような広報の仕方もあると思います。確かに教育委員会で、こうしたものに対するホームページ上の説明等がご指摘いただいたように若干不足をしていたのかなと思いますので、その辺はちょっと検討してみたいと思います。ちなみに横浜市会では、請願や陳情書の場合は、お持ち

になって来庁されるか、郵送ということでやっているそうでございます。

なぜファクスかということについては、ファクスの場合いろいろ不鮮明とか送信エラーだとか、いろいろな不確実性があったり、名前、一部の確認で違っていると、名称が違っているという場合に補正もしますが、固有名詞等が違っている場合に、その出してくださった方とやりとりをして、一部ご本人の同意を得て修正をしたり、そういうやりとりが必ずしもファクスの場合、連絡先が書いていなかったりして、できない場合もあります。

議会の場合は、請願というのは議会の場合は議員の紹介者の署名が必要ですが、その請願と、それから陳情、要望とありますが、そういう場合には来所もしくは郵送で受付しています。

小濱委員

私も野木委員の疑問と同じような疑問を抱いてきました。既に2年前に正規の手続を経て決定されたことに対してある種の類型化、採択地区の問題と無記名投票の問題というのが絶えず出てきますが、これを教育委員会の席上で正規なものとして議題に載せるべきものかということについては、疑問を持っております。

それで今回の場合については少し細かい話になりますが、受理番号の64番で、ご覧いただくと、一番上に「横浜教育委員会 教育長 今田忠彦様」となっていますが、これは正確には「教育委員長 今田忠彦様」で、教育長は山田巧様です。間違いがあるわけです。

それから細かい話で恐縮ですが、受理番号66で、上から3行目のところで、「政令市は生徒数が多いため、市内を区ごとに分割して採択するよう法律で求められています」と書いてありますが、これは間違っているのではありませんか。

文部省の通達で、その教科書の採択地区を細かくしていくことが望ましいというような趣旨のものはあったというふうに記憶しておりますが、こういうことが法律で求められているとは、少なくとも私は聞いたことがありません。

そういう意味からも、間違いがあると確認された請願なりは事務局であらかじめチェックし、これは間違っていますよというようなことを、例えばその申請者に対して連絡をすとか、そういう必要があると思います。それをきちんと間違いが正されてくぐってくるならば、話はわかりますが、先ほどの野木委員の話にもありましたように、ご住所は書かれてありますが、ではこれを出された方にどのように連絡をとっていいか、電話番号も書いてありませんから、わからないですね。

そういう点で、これらのものを先ほどのファクスでどんどん送られる、そういう問題も含めて、全部受理していいものかどうか、少しフィルタリングのシステムを事務局で検討していただくのがいいのではないかと思います。

というのは、別にこの請願が悪いと言っているのではなく、今、この国難である大震災もありましたし、そういう関係で横浜市にも、192名ですか、その学童が来ているとか、そういう非常に緊急を要する問題があります。そういうことに事務局の方も非常に追われているということがあり、そのことを考えますと、これらをすべて、一応様式にのっとっているから全部受理するんだと、必ずしも考えなくてもいいのではないかと、そういう意見を私は持っております。

齊藤指導主事
室長

今、小濱委員からのご指摘の要望の64番につきましては、ご指摘のとおりご住所はありましたが電話番号等がなかったということで、本来であれば、もし来庁されていてこの要望をご提出されたということであったとすれば、その場でこれについての誤りを補正していただく等の手続はとれましたが、そういうことができませんでした。また、この間、震災もありましたし、さらには年度末・年度初

めの業務というようなことから、今回この64番につきましてはこのまま出させていただいたという経緯がございます。

それから、66番のこの法律で求められているということにつきましては、政令市については1採択地区でなければいけないという規定はございません。

現在、平成22年度のデータでございますけれども、横浜市を除く全国18の政令指定都市の中で15政令指定都市は1採択地区でございます。残りの3つが複数の採択地区を採用しているということでございます。

以上です。

今田委員長

傍聴者の方に申し上げます。場合によっては不規則発言ということで退場いただくことがありますから、発言はしないようお願いいたします。

静粛に願います。退場いただくことになりますから。会議の妨げになります。その旨、ご銘記ください。よろしく願いをいたします。

それでは次に、そのほかにご質問ございますか。よろしいですか。

奥山委員

私も野木委員と同じように、この教科書の問題については、また夏に向けていろいろご心配の動きもあると思いますので、ぜひ横浜市としてのこれまでの考え方をホームページ等できちんと出していくことは大事ではないかと感じておりますので、またどうぞよろしく願いいたします。

今田委員長

私あてに64号の「教育長 今田忠彦様」というのは、その形式要件として、あて名と標題とが違うから、正式には受理しないという格好になるのではないですか。一般論として、例えばそこで訂正を求めて受け取るとなると思います。

そういうことができるような仕組みをやはりしないといけないと思います。

そういうことも含めて、そのありようについて少しほかのものもいろいろ参考にして、今、いろいろな意見がありました。少し検討をしていただきたいと思いますね。

山田教育長

今、少し幾つかご意見をいただきましたので、この扱い、陳情・請願というのはそれなりに重いものですから、きちっと中身もそうですし、形式的な要件もそろっていなければいけないものですから、その扱い方等々については一度、事務局のほうで整理をさせていただいて、また、先般の規則改正あるいはその専決の改正もございましたので、あわせてもう一度、教育委員会にご提示をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

今田委員長

はい。ではよろしくどうぞ願います。

それでは以上で、受理番号57の審議の結果について、受理番号57の要望書について、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では了承いたします。

次に、受理番号58の要望書について、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

各委員

<了 承>

今田委員長

では承認いたします。
次に、受理番号 66 要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では承認いたします。なお、受理番号 57 から 66 までの回答文につきましては、私と教育長に一任していただきたいと思えます。

ここで発言があります。請願等をずっとこういう形で続けるのも、私も委員長として、正直かなり不本意です。この前、規則改正をしました。規則改正をして一定の事項の類型のものについては指定事項ということで、教育長委任をすとなりましたが、そのことの検討はぜひお願いしたいですね。

山田教育長

わかりました。前回の改正の趣旨に沿って次回以降は整理をさせていただきたいと思えますし、当然、どういう要望書あるいは陳情が来たかというのは、それぞれの教育委員さんにはお示しをしたいと考えております。

今田委員長

よろしく申し上げます。ご苦労さまでした。
次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず会議の非公開についてお諮りいたします。
教育委員会第 3 号議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」は、訴訟案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは教育委員会第 3 号議案は非公開といたします。
審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

高橋総務課長

3月18日、個人1名から、3月22日、個人6名から、3月29日、個人1名から、3月29日、歴史教科書を考える港北の会から教科書採択に関する請願書等が、4月4日、個人1名から学習指導に関する請願が提出されました。これらの請願書等につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。

また、3月18日、個人1名から学校給食に関連する請願が提出されました。この請願書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し回答させていただきます。

次回の教育委員会臨時会でございますが、4月26日火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は、4月26日火曜日の午前10時から開催することとします。

それでは、教育委員会第2号議案「横浜市立学校校長代理等設置規則の一部改正」について、説明をお願いします。

伊藤教職員人事部長	<p>おはようございます。教職員人事部長の伊藤でございます。教委第2号議案についてご説明申し上げます。横浜市立学校校長代理等設置規則の一部改正についてでございます。内容については教職員人事課長のから説明申し上げます。</p>
重内教職員人事課長	<p>おはようございます。教職員人事課長重内でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>お手元の議案2ページをお開きいただければと思います。まず提案理由でございますが、横浜市立小中一貫校に関して、当該小中学校の学校組織の運営を円滑に行うため、副校長の中から筆頭副校長を指名することができることとなっているが、校長の代理としての役割をより明確にするため、筆頭副校長を准校長に名称変更したいので、提案させていただくものでございます。</p> <p>横浜市では、平成22年度から小中一貫校2校を開設しておりますが、ここでは1人の校長のもと9年間を見通して指導・管理をするということで、一貫した教育を行う一方で、小中一貫校として小学校及び中学校の指揮命令システムを確実なものとするため、筆頭副校長を指名できるということとしております。</p> <p>筆頭副校長は校長の指揮のもと日常の校務の一部を代理し、また行うことができますとしておりますが、職員管理や地域対応等を行っておりますが、特に対外的な場面で筆頭副校長という名称ですと、校長の代理としての役割が対外的に伝わりにくくなっているという面がございますので、このほど名称の変更を提案させていただくものでございます。</p> <p>3ページに規則改正の内容がございます。4ページに新旧対照がございますので、そちらで見ていただければと思いますが、この横浜市立学校校長代理等設置規則でございますが、4条で、学校教育法その他法令・条例及び規則に定める教頭は副校長と称するという副校長の規定がございますが、その5項でございます。</p> <p>これまでこの管理規則で定めている小中学校において、これが小中一貫校でございますけれども、委員会は当該校長の意見を聞いた上で、副校長の中から筆頭副校長を指名することができる。あるいは6項で、第3項の規定がありますが、その定める場合のほか、筆頭副校長は、当該学校長の定めるところにより、校長の日常の校務の一部を代理し、また行うことができるという規定にしてございましたが、その「筆頭副校長」の部分で「准校長」に改めさせていただくということでございます。</p> <p>なお、附則で、この施行を平成23年4月1日から適用ということにさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。</p>
野木委員	<p>これを見ますと、高校には校長代理が置けるのですね。校長代理のほうがぴんときますが、それはなぜですか。</p>
重内教職員人事課長	<p>実は、義務教育につきましては、県の条例によって職名を定めておきまして、呼称としては置けますが、校長職について校長代理を置くということにはできない形になっておりますので、県とは調整を22年度の前にもさせていただいたのですが、条例変更等を伴い少し難しいということで、今日に至っております。</p>
小瀨委員	<p>これはいわば名前の変更、名称の変更だけであって、特に例えば待遇面での差</p>

とか改定とか、そういうことは別にはないのですか。

重内教職員人事課長

校長をひとりということで置かせていただいているのが、小中一貫校でございます。もちろん法律上は小学校と中学校なのですが、校長はひとりということでやっておりますので、この方は准校長という名称になりますが、待遇としては副校長ということになります。

今後少しまた制度も検討しながら、県ともまた引き続き調整を図っていきたいと思っておりますので、その点は今後の検討でということをお願いできればと思います。

今田委員長

よろしいですか。

それでは、そのほかにご質問等がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。

以上で公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆様から何かございますか。ないですか。

特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削除>

今田委員長

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前10時42分]